

○名取市環境美化の促進に関する条例

昭和 5 9 年 1 2 月 2 1 日

名取市条例第 2 1 号

（目的）

第 1 条 この条例は、市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、市内におけるごみの散乱の防止及びポイ捨てを禁止するとともに、散乱したごみの清掃等を行うことにより、環境美化の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） ごみ 飲料を収納していた缶、びんその他の容器（第 4 条第 3 項において「空き缶等飲料容器」という。）、紙くず、たばこの吸い殻、飼い犬のふんその他これらに類する物で、容易に投棄され、かつ、その散乱が快適な生活環境を損なうものをいう。
- （２） ポイ捨て ごみを定められた場所以外の場所に捨て、又は放置することをいう。
- （３） 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- （４） 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- （５） 占有者等 市内において土地又は建物を占有し、又は管理する者をいう。
- （６） 自主的活動団体 市内において散乱したごみの清掃等について自主的な活動を実施する市民、事業者その他の者により構成される団体をいう。

（市民等の責務）

第 3 条 市民等は、家庭外において自ら生じさせたごみを持ち帰る等、みだりにごみを捨ててはならない。

2 市民等は、自らその身近な地域における清掃活動等に積極的に参加

するとともに、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの散乱を防止するとともに、環境美化の促進について従業員の啓発を行わなければならない。

2 事業者は、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

3 容器入り飲料を販売する小売業者は、空き缶等飲料容器の散乱の防止及びポイ捨ての禁止について消費者の啓発を行うとともに、その販売する場所に、空き缶等飲料容器を回収する容器を設け、これを適正に維持管理しなければならない。

4 たばこを販売する小売業者は、たばこの吸い殻の散乱の防止及びポイ捨ての禁止について消費者の啓発を行わなければならない。

5 観光業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定する旅行業、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業、旅客を運送する事業その他観光に関する事業を行う者をいう。）は、ごみの散乱の防止及びポイ捨ての禁止について観光客の啓発を行わなければならない。

（占有者等の責務）

第5条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地又は建物におけるごみの散乱及びポイ捨てを防止するため、土地又は建物の利用者の啓発を行うとともに、散乱したごみを適正に処理する等必要な措置を講じなければならない。

2 占有者等は、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第6条 市は、総合的な環境美化の促進に関する施策を策定し、これを実施するとともに、その実施について市民等、事業者、占有者等、県

及び国に対して必要な協力要請を行うものとする。

（地域環境美化促進計画）

第7条 市長は、前条の施策を推進するための計画（以下この条において「地域環境美化促進計画」という。）を策定するものとする。

2 地域環境美化促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 環境美化の促進に関する市民等、事業者及び占有者等の啓発及び意識の高揚に関する事項

（2） 環境美化の促進のための自主的活動団体の育成及び助長に関する事項

（3） 環境美化促進重点地域の指定及びその地域内における環境美化の促進のための事業の実施に関する事項

（4） 環境美化の促進のための組織体制の整備に関する事項

（5） その他環境美化の促進に関し必要な事項

3 市長は、地域環境美化促進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

（環境美化促進重点地域の指定）

第8条 市長は、環境美化の促進を重点的に行う必要があると認められる地域を、環境美化促進重点地域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点地域を指定したときは、規則で定めるところにより、これを告示しなければならない。

3 前項の規定は、重点地域を変更し、又は重点地域の指定を解除する場合について準用する。

（推進団体の認定）

第9条 自主的活動団体のうち、重点地域においてごみの散乱及びポイ捨てを防止するための活動並びに散乱したごみの清掃等を行おうとするものは、規則で定めるところにより、環境美化推進団体（以下「推進団体」という。）としての認定を受けることができる。

（推進団体への支援）

第 10 条 推進団体は、重点地域における清掃活動を行おうとするときは、市長に対し、ごみの収集及び運搬並びにごみ袋その他市長が定める清掃用具の贈与又は貸与の依頼をすることができる。

2 推進団体は、前項の依頼のほか、ごみの散乱及びポイ捨ての防止のための啓発等環境美化の促進に関する活動を行おうとするときは、市長に対し、協力の依頼をすることができる。

3 市長は、前 2 項の依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

（推進団体以外の者に対する支援）

第 11 条 市長は、推進団体以外の自主的活動団体に対し、ごみ袋の贈与その他の支援を行うことができる。

（指導及び勧告）

第 12 条 市長は、第 4 条第 3 項（空き缶等飲料容器を回収する容器の設置及び維持管理に係る部分に限る。）又は第 5 条第 1 項（占有し、又は管理する土地におけるごみの散乱及びポイ捨てを防止するための必要な措置に係る部分に限る。）の規定に違反している者に対し、指導又は勧告を行うことができる。

（規則への委任）

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 9 月 18 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。